

日時：令和5年9月27日（水曜日）

午後1時30分～午後15時30分

場所：役場庁舎3階 第2・3会議室

1 開 会 城所

2 あいさつ 岩澤村長

（事務局及び委員自己紹介）

- 運営委員会規則第5条第2項「委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」との規定に基づき、委員10名中9名の出席で会議は成立。

3 委員長および副委員長の選出

- 運営委員会規則第4条第1項「委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。」との規定に基づき、委員長及び副委員長の選出を行った結果、委員長に城所英樹委員、副委員長に山口昌興委員が選出された。
- 運営委員会規則第4条第2項「委員長は、会務を総理し会議の議長となる。」との規定に基づき、城所英樹委員長が議長に就き議事を進行した。

4 案 件

(1) 令和4年度清川村ふれあいセンター事業の実績について

※ 事務局より資料に基づき概要を説明した。

【質疑応答】

委 員) 資料3 ページ下段の月別利用者数については、平成26年度から令和4年度までの平均数値となるか。

事務局) 令和4年度のみとなり、こちらは資料2 ページ下段の曜日別入館者数についても同様である。

双方のグラフに共通して言えるが、特定の利用が少なく、ある程度平均的に施設の利用がされていると分析できる。

委 員) ふれあいセンターの開館はいつ頃か。

事務局) 平成7年の開館となっており、初年度については9万人の来館があり、平成8年度から平成10年度まで10万人を超える来館があった。その後平成13年からは10万人を下回り、以降右肩下がりでの減少が続いている。

このうち、収支の均等が図られていたのは11万人を超える来館があった時のみであり、平成11年度以降は収支の均衡が図られていない状況であった。

委 員) ふれあいセンターの職員数は何人か。

事務局) 男性7名、女性7名の計14名となる。平日は男女1名ずつの対応としており、休日は混雑する時間帯に倍の人数を充て運営を行っている。

概ね毎日3交代制で運営を行っている。

委員) 資料1 ページの収支について、令和4年度については約3,500万円を投入して運営を行ったということか。人口で換算すると住民一人あたり1万円の負担となるが。

事務局) 約3,500万円を足して運営を行っている認識で間違いない。これは施設側の運営によるものと併せ、村内を巡回する送迎車両の運行費用等を含めた形での収支となるため、こういった費用についても、収支の均衡が図られていない要因の一つとなる。

委員) 収支の均衡が図られていない部分については、村としてどのように考えるのか。

事務局) ふれあいセンターは公共施設としての位置づけがある。これは図書館や自治会館といったものも含まれるが、全て黒字化できるものとして考えていない。

このため、際限なく運営費を補填するといった考えは厳しい状況にあるものの、現時点では施設の運営を取りやめるといった考えはもっていない。

土地の賃貸借契約が令和14年度末となることから、残る9年間についてはしっかりと運営を行っていくことと併せ、より多くの人に来ていただける仕組みを検討し、利用促進を図る考えである。

委員) 契約の途中解約といった考えはないのか。

事務局) 先ほど述べたとおり、現時点では考えていない。そういった審議を行う場として本協議会を設けているため、皆さまのご意見を伺いながら検討していきたい。

委員) 高齢者の利用について、村内での利用者は一部と考えるが、多くの方に利用していただけるような取り組みは検討されているか。

事務局) 資料3 ページ上段のグラフに記載があるとおおり、村民の利用率についてお示ししているところだが、5,587名の高齢者の利用があり、延べ人数としては多くの方に利用いただいていると考える。

一方で、交通手段の課題は大きく、今年度送迎バスの運行形態についても見直しを図ったところであるが、今後も少しずつ村民の方が利用しやすい環境の整備といったものを模索していきたい。

委員) 本施設をよく利用しているが、入れ墨の利用者が増えてきているように見える。こういった方の入館制限はできないのか。

事務局) 以前は警察へ協力いただき、そういった方々に免許証を提示いただき、身分照会を行っていた経過もある。しかし、その手続き自体が人種差別や法律に抵触する恐れがあるとして、警察より、今後手続きの継続はできないといった見解を示された。

東京オリンピックの開催も影響し、観光庁からも入れ墨やタトゥーの方々に対する通達が出ており、公共施設として入館を制限することができないのが現状である。他の公共施設でも同様の課題を抱えており、情報収

集に努め、皆さまが利用しやすい環境づくりを検討していきたい。

(2) 新たな料金体系の検討について

※ 事務局より資料に基づき概要を説明した。

【質疑応答】

委員) 施設をよく利用するが、同じ年代の利用者を見なくなってしまった。

事務局) 認知度が低いといった面も踏まえ、高齢者への利用促進を検討されたい。  
事務局) 65 歳以上をいきいきわいわいカードの対象としており、現在は平日のみの利用となっており、今後、この新たな料金体系のベースとなっている土日を含めた利用拡大を図ることにより、より多くの方にとって使いやすい環境づくりを進めていきたい。

委員) 90 分設定について、職員への事務的な負担は増えないか。

事務局) 券売機で発券された券には時刻が記載されており、時間を経過した際には会計時に精算となるため、大きく事務量は増えないと考える。

また、この新たな料金体系を整備するにあたり、条例の改正手続きが必要となるが、現行制度では他の施設利用における優待や割引といった適応ができない仕組みとなっており、こういった部分についても見直しを図っていきたいと考える。

委員) この条例改正はカラオケ室の利用料金も対象となるのか。

事務局) カラオケ室の料金体系については、従前より検討を行っていたところであるが、具体的な案を模索していた。

現在の一般的な料金体系は人に対して料金が加算される仕組みとなっているが、ふれあいセンターでは部屋の大きさを料金が加算される仕組みとなっており、現在の利用頻度は著しく低く、利用が進まない要因の一つと考えられる。

この要因が料金であるのか、部屋の作りといった問題なのか、原因の分析まではできておらず、委員の皆さまからご意見をいただきたいところであった。

委員) 利用にあたり、大きい部屋を利用する際には5名以上といった制限がある。人数が集まらなかった場合には別途対応が必要であり、こういった制限の見直しを検討していただきたい。

また、全体的な話となるが、職員を含めた来館者を受け入れる体制づくりの見直しも必要であると考えます。

事務局) カラオケ室の人数制限については、利用しやすい方法を内部でも検討していきたい。

来館者の受け入れ体制については、職員の配置が最低限であることもあり、運営上配慮が足りていない部分もあるが、新規に月額雇用の方を雇った経緯もあり、現状の運営を賄える体制づくりを検討していきたい。

委員) 新たな料金体系を推進したいところもあるが、料金の見直しにより売

り上げ自体も減ってしまうことが懸念される。90分でワンコインよりも、60分でワンコインとして、利用効率を上げたほうがよいのではないか。

事務局) 資料6 ページ (2) に記載させていただいているが、時間帯別の調査では、滞在時間1時間までが約10%、2時間までが約46%の利用となっている。この調査結果を踏まえ、今回の料金体系を検討している。

また、宮ヶ瀬に来る家族連れを考えると60分では短いと思われる。

委員) 外部の方に向けた利用促進と村民への利用促進はそれぞれ切り分けて検討したほうがよいのではないか。

事務局) 本施設ではそういった部分を併せて考える必要もあり、今回の新たな料金体系により、村外及び村内の料金を分ける形で検討を行い、利用された方がいろいろな方に施設の利用を勧めていただき、より多くの方に来館いただける取り組みを図っていききたい。

委員) カラオケ室の利用について、昼間の利用されていない時間帯にワンコインで利用できるといった制度もあるとよいと思われる。

事務局) 市場の状況を踏まえつつ、次回の委員会には具体的な料金体系案を提出できるよう準備を進めていく。

委員) 温泉施設に切り替えていくことはできないのか。

事務局) 水量が豊富でないことと併せ、管路の整備等を勘案すると多額の費用を要することから、現状の立地での新たな投資は難しいものと考えられる。

委員) 宮ヶ瀬方面への看板設置の案も出ていたが、まずは施設周辺の既存の看板類、特に入口の看板については、施設への誘導は勿論、食事やカラオケの要素も踏まえつつ、より目立つものへ更新の必要があると考える。

事務局) 関係地権者との協議を進めながら、より分かりやすい看板の検討を行っていききたい。

委員) 特別室の利用について、利用促進を図るにあたり、何か他の目的での利活用は検討できないか。Wi-Fiも整備されていれば、働いている方への貸し出し等も検討できるのではないか。

事務局) 体操教室やヨガ教室、タイアップしていただける事業者や村内の住民による講座等に利用いただけるよう、貸し出しがしやすい料金体系の検討も進めていききたい。施設が有効に利用されるよう、様々な視点から検討を図っていききたい。

### (3) その他

事務局) 今回いただいた意見を集約し、来月末あたりを目途に次回会議を開催させていただきたい。

今回の協議会は12月議会での条例改正を目指しながら進めていきたいと考えているので、引続き委員皆さまのご協力をお願いしたい。

5 閉 会 山口副委員長

以 上